

エイジフリーお役立ちNEWS

2021年度 介護保険法改正の予測ポイント

2021年度の介護保険法改正に向け、社会保障審議会・介護保険部会の議論が行われ、年末には介護保険部会の議論の取りまとめが行われます。その後、介護保険制度をめぐる改正法案が2020年初頭の通常国会に提出され5〜6月には法案が成立する予定です。そんな、介護保険法改正のポイントをご紹介します。

※今回の内容は、制度改革審議のあくまでも論点であり、その結論が出されるのは来年5〜6月の国会審議であることをご了承ください。

知っておきたい

ポイント

2021年度 介護保険法改正の背景

2024年度のW改正と、高齢者人口がピークとなる2040年を見据えて

国の方針として、介護保険法の大きな変革が行われるのは、2025年に団塊世代が全員75歳以上となり、65歳未満の世代が急激に減少し始めるからと言われています。そのため、今改正では「地域共生社会づくり」と2024年への備え」を目指し、3つの改革の柱を示し、第1に「共生」と「予防」が強く打ち出されています。

相互に重なり関わり合う
改革の3つの柱

健康寿命の延伸
「共生」「予防」を両輪とする
認知症施策の総合的推進



3つの柱

介護予防・
地域づくり
の推進

介護現場
の革新

地域特性等に応じた
介護基盤整備・
質の高いケアマネジメント

人材確保・
生産性の向上

3つの柱を支えるための改革

介護保険制度の継続のために、保険者機能を強化し、介護現場の負担軽減のための「介護人材の確保・介護現場の革新」「給付と負担」について議論が行われています。中でも、ケアプランの利用者負担や被保険者・受給者の範囲拡大など、ケアマネジメントに関わる事項が多くあげられます。

主な検討事項

1 介護人材の確保・介護現場の革新

介護職員の定着促進、介護現場革新の取り組みを効果的に横展開していくための方策が検討されました。

〈主な意見〉

- 元気高齢者による介護助手の導入
- 介護ロボット、ICT^(※)の活用

などがあげられています。

2 給付と負担

ケアマネジメントに関する
給付の在り方

ケアプランの有料化
(定額制もしくは定率制^(※))

検討内容

現在、居宅介護支援報酬では利用者負担なし

利用者に「ケアマネジャーにお世話になっている」という意識が働き、ケアマネジャーの業務の質に関するチェック機能が働きにくいのではないかと、利用者負担があっても、大きな障害にはならず、その上ケアマネジャーの業務の質へのチェック機能が期待できると思われる。

改革の方向性として

居宅介護支援に利用者負担を設けてはどうか。一方で野党などから慎重な意見も多く、政府としては先送りの方向で調整を行うという報道もありますが、現在も検討事項に含まれ慎重に議論がなされています。
(2019年12月時点)

定率負担の場合の一例(単位数に変更なければ)

・要介護3以上の方
「40件未満」約1400円/月額(負担1割)

参考文献・資料

【第86回 社会保障審議会介護保険部会/資料4... 論点ごとの議論の状況/厚生労働省HPより】
【第86回 社会保障審議会介護保険部会/資料5... 制度の持続可能性の確保/厚生労働省HPより】
【第172回 社会保障審議会介護給付費分科会/資料2... 居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について/厚生労働省HPより】

ウツ面に続く

(注釈) ※1 ICT=Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。情報処理の技術だけでなく、情報の伝達・共有を意味する。

※2 定率制=1割、または2割、3割など決まった割合で負担すること。

▶ 次回は、「介護保険法の実施内容について」を紹介します。

監修

社会保険労務士法人
インフォ・テック
代表社員 西岡 大介
www.info-tec.ne.jp

軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

要介護1、2の生活援助サービスなどを介護給付から、総合事業に移行する

高額介護サービス費

2017年度の介護保険法改正に続き、負担上限額の再度引き上げ

「現役並み所得」・「一定以上所得」の判断基準

介護保険利用料の2割、3割の対象者を拡大（原則2割への布石）

現金給付

介護サービスを利用せず、利用者家族が介護を行う場合「現金給付」を新たな保険給付として制度化することも検討（人手不足対策とも）

被保険者・受給者範囲について

被保険者を、現在の40歳以上から、30歳以上に範囲を拡大することも検討

補足給付に関する給付のあり方

介護保険3施設の居住費・食費負担軽減のための、補足給付の資産要件が拡大（固定資産税の申告に基づき不動産を勘案）

多床室の室料負担

老健、介護療養型医療施設、介護療養院での個室の居住費負担と同様に、多床室の居住費を徴収する（基本報酬の減額）

参考文献・資料

- 「第86回 社会保障審議会介護保険部会／資料4・論点ごとの議論の状況」／厚生労働省HPより
- 「第86回 社会保障審議会介護保険部会／資料5・制度の持続可能性の確保」／厚生労働省HPより
- 「第172回 社会保障審議会介護給付費分科会」
- 資料2：居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について」／厚生労働省HPより

その他の動向

ケアマネジャーへの処遇改善

ケアマネジャー試験受験者が前年比6割減となったことを受け、質の高いケアマネジメントを安定的に確保するための処遇改善について、日本介護支援専門員協会から厚生労働省に要望が出されました。

介護給付費分科会にて提案

居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について

2019年11月中旬、管理者要件となった「主任ケアマネジャー資格」に対する経過措置を延長する方針を固めました。管理者要件を取得するためには、ケアマネジャーとしての専従期間が5年必要であり、改正直前にケアマネジャーの資格を取得し、居宅介護支援を開設した場合、経過措置の期間内に専従期間5年に届かず、主任ケアマネジャー資格を取得することが確実にできないという理由からでした。

平成30年度介護報酬改定では

主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。

経過措置期間 2021年3月末まで3年

6年間延長

2027年3月末までとする

▶ 次回は、「介護保険法の実施内容について」を紹介します。

季節の花言葉



ポインセチア
しょうじょうほく
(和名:猩々木)

花言葉
私の心は燃えている

色とりどりの花色で心温かみ

「赤・緑・白・黄色」まさにクリスマスをイメージさせるポインセチア。原産地であるメキシコではポインセチアは「プーチェ・ブエナ」と呼んでいます。これは「聖夜」という意味で、開花時期も12月〜2月であり、赤は「キリストの流した血の色」、緑は「永遠の命や愛」、白は「純潔」を表し、花や苞(ほう)の形がベツレヘムの星を連想させることから、徐々にクリスマスの飾りとして広まったと言われています。

クリスマスの雰囲気いっぱいの植物ですが寒さに弱く、暑さや日光を好み夏に最も成長します。品種も定番の赤以外に白や淡黄、ピンク、斑入りなど色とりどり。「今年はどれにしようかな」と悩むのも楽しみのひとつではないでしょうか。

花言葉の監修 徳島康之 / 2012年 / 「あなたと大切な人に贈る幸福バイブル 決定版 誕生花と幸せの花言葉366日」 / 主婦の友社



パナソニックの
エイジフリー